

一般社団法人 日本定位・機能神経外科学会
事務局執行部委員会細則

第1章 総則

(目的・名称)

第1条 一般社団法人日本定位・機能神経外科学会（以下、本法人）は、理事長を補佐し本法人の業務を円滑に進めることを目的として、事務局執行部委員会を設置する。この細則は本事務局執行部委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 事務局執行部委員会

(設置)

第2条 本法人は、前章の目的を達成するために事務局執行部委員会を置く。

(業務)

第3条 事務局執行部委員会の業務は以下の通りとする。

- 1) 本法人に関わる、事務全般について理事長を補佐し、また、諮問に応じる。
- 2) 関連省庁、ならびに関連学会との連絡および調整。
- 3) 事務局執行部委員会の開催および認定。

(委員の構成及び任期)

第4条 事務局執行部委員会の構成は、次の号に定める。また、委員の任期はそれぞれの役員・役職の任期と同一とする。

- 1) 理事長
- 2) 副理事長
- 3) 事務担当理事
- 4) 学術集会会長
- 5) 次期学術集会会長

(委員選出方法)

第5条 委員は、理事長が指名し、理事会の承認を得る。

- 1) 副理事長を若干名置く。

2) 事務局から事務担当理事を指名する。

(委員長の選任)

第6条 事務局執行部委員会の委員長は、理事会の承認に基づき、理事長が委嘱する。

(委員長の業務)

第7条 委員長の業務は以下の通りとする。

- 1) 委員長は、必要に応じて、事務局執行部委員会を開催する。
委員会は機動性を重視し、通常の会議の他、電話会議、ウェブ会議を活用する
- 2) 委員会において決定された重要案件を執行する。
- 3) 執行した業務を理事会に報告する。

(改廃)

第8条 本細則の改廃は、理事会の決議により行う。